

純ちゃんのコーナー

(ロータリー3分間情報)

Part IV



目 次

1. 『ロータリーの親睦とは?』	2
2. 『ロータリークラブの会長とは』その1	3
3. 『ロータリークラブの会長とは』その2	4
4. 『ロータリークラブの幹事とは』その1	5
5. 『ロータリークラブの幹事とは』その2	6
6. 『ロータリークラブの幹事とは』その3	7
7. 『ロータリークラブの幹事とは』その4	8
8. 『ロータリーソング』その1	9
9. 『ロータリーソング』その2	10
10. 『ロータリーソング』その3	11
11. 『規定審議会』その1	12
12. 『規定審議会』その2	13
13. 『規定審議会』その3	14
14. 『ロータリアンの懲戒』その1	15
15. 『ロータリアンの懲戒』その2	16
16. 『職業分類表の基準』その1	17
17. 『職業分類表の基準』その2	18
18. 『クラブ会費についての一考察』	19
19. 『職業倫理』その1	20
20. 『職業倫理』その2	21
21. 『職業倫理』その3	22
22. 『職業倫理』その4	23
23. 『職業倫理』その5	24
24. 『ロータリアンは業界の代表ではない』	25
附. 記念講演『職業倫理』	26

序 に 代 え て

今から4年前の7月に当クラブの時のロータリー情報委員長竹中秀夫会員の発案によりまして、ロータリー3分間情報を『純ちゃんのコーナー』と名付けて発足致しました。それから早くも今年で4年の歳月を閲することになります。その間、浅学非才をも顧みず、クラブの皆様の温かい友情と御理解により、何とか雑駁な知識をもって説き続けてまいりましたが、顧みて、誠に内心忸怩たる思いでございます。

当初は、ロータリー理論を体系的に叙述しようと思いましたが、元来、このような内容を僅か3分間ずつの話で説き続けることは到底無理であることに気付き、結局、全く行きあたりばったり、思いつくままに話す格好になってしまったのでございます。そして、昨年度も、一昨年度も、その方法を踏襲致しました。

ただ、昨年度は、年間24回しか話すことが出来ませんでしたので、全体としての内容がやや乏しくなりました。

そこで、24回分に加えて、今年4月30日に東京の新高輪プリンスホテルで開催されましたRI会長主催ロータリー創立100周年祝賀会議における私の記念講演『職業倫理』の一文を巻末に付け加えていただきました。誠に拙いものではございますが、併せて御高覧賜りますれば幸甚に存じます。

終わりに、この一年間、私の拙い話を辛抱して聴いて下さったクラブの皆様の友情と寛容に心から感謝致しますと共に、この小文集の発刊に御尽力いただいた竹中会員初め事務局の方々に心からなる感謝を捧げ擱筆致します。

2005年7月

深 川 純 一

1. 『ロータリーの親睦とは？』

ロータリーの基本概念は、親睦と奉仕であります。ただ、この親睦と言うことについては、その概念を整理しておく必要があると思います。

ロータリーの親睦と言うものは、本来、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しむと言うような「感性的な親睦」を意味するものではありません。ロータリアンが例会において、親睦の内にフェロー・ロータリアンと切磋琢磨し、自己研鑽に励みながら、自らの心を高めていく所謂「精神的な親睦」を意味するのであります。

感性的な親睦であれば、ロータリアンでなくとも地域社会の人であれば誰でも楽しんでいるのであります。極端な事を言えば、暴力団でも、それがグループ活動である以上、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しんでいるのでありますから、感性的な親睦はあります。ロータリアンも同じように、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しんでいることには何ら変わりはありません。ではロータリーの親睦と暴力団の親睦とは一体何処が違うのか。ロータリーの親睦とは一体何か、と言うことを煮詰めておかなければなりません。

この点については、先ずロータリークラブは、社交クラブであると言うことを忘れてはなりません。ロータリークラブは奉仕クラブではないのであります。日本ロータリーの創始者米山梅吉先生は、『ロータリークラブは奉仕クラブではない』と言い切っています。

『クラブとして奉仕すべきものは原則として何もない。では、クラブは一体何をするところなのかな。それは奉仕をするロータリアンを

育てるところである』と言うのであります。このようにして、ロータリークラブは、社交クラブであります。

したがって、社交クラブでありますから、基本的に、先ず楽しくなければなりません。ロータリークラブは、宗教団体ではありません。お寺ではないのでありますから、酒を楽しみ、ゴルフや旅行を楽しむのも結構であります。楽しいことは何をやってもよいのであります。このような感性的親睦も大いに結構であります。

ただ然し、一点、忘れてはならないことは、酒を飲んでも、ゴルフをしても、何をするにつけても、己の足らざるところを他のロータリアンから学ぶ姿勢を持つべきことであります。即ち、ロータリアンがお互いに学び合うことによって自らを高め合うこと、所謂「精神的親睦」がロータリーの親睦なのであり、そこにロータリーの魅力があるのであります。

1989-90年度の国際ロータリーの会長ヒューM. アーチャーさんは、『ロータリーを楽しもう』というテーマを掲げました。

アーチャーさんの言うロータリーを楽しむと言うことの意味は、一業一会員制をもつて選ばれたロータリアンが毎週例会に出て来て、親睦の内に例会を楽しみ、己の足らざるところを他のロータリアンに学び合う、自己研鑽に励み乍ら成長していくのを見るのは楽しいね、このロータリーを楽しもうと言うことであったのであります。

このようなロータリーであって、始めて魅力あるものとなるのであります。

2. 『ロータリークラブの会長とは』その1

クラブ会長は、クラブ幹事と共にロータリークラブの代表権者であります。したがって、ガバナー月信の名宛人は、会長並びに幹事殿となっているのであります。

会長は、憲法の組織原理から言いますと、天皇に当たります。これは帝王学の体現者でありますし、ロータリー存在の権化なのであります。したがって、会長は、執行権限は何も持っていないが故に会長たり得るのであります。天皇が国家の象徴であるように、会長は、クラブの象徴なのであります。

この点は、国家管理の実権は全て内閣総理大臣が握っていて、天皇には何らの権限もないのと同じように、クラブ管理の実権は全て幹事が握っていて、会長は何らの権限も持っていないません。持っていないからこそロータリーが光るのであります。

では、会長は何をすればよいのか、と言いますと、例会でアドバルーンを上げて、クラブの会員にやる気を起こさせることであります。

会長のマナーとして心得て置くべきことは、クラブ管理の全てのことを知っていて、しかも知らない顔をしていなければなりません。会長が何でも知ったか振りをしますと、クラブは育たないのであります。会長は、ロータリーの夢のあるところとか理想論を

喋って、アドバルーンを上げることであります。そして、クラブ管理の事務的なことに質問が来た時には、自分の役割ではないとして幹事に振ればよいのであります。

では、会長の代表権は、一体どのようなものか、と言いますと、

1. 先ず、国際ロータリーの窓口になる場合があります。例えば、ガバナー月信の名宛人は、会長並びに幹事殿となっています。

2. 次に、他クラブと付き合いをする場合は、事実上、代表者として振る舞う資格があると言えます。しかし、決定権は、何も持っていないません。決定権は、クラブ理事会が持っています。これは、クラブ定款第9条第1節『このクラブの管理主体は、これを理事会とする』と言う大黒柱の規定があることから明らかであります。

3. 第3に、団体的な社会奉仕を実施する段階で、地域社会に対して、私がこのクラブの会長である、と言うことで代表権らしきもの行使出来る場合があります。

しかし、これも細かく分析していくと、法律的には、代表権と言えるものであるかどうか判らないのであります。

以上を要するに、会長は、ロータリー存在の根拠を主張する役職であり、帝王学の実践者でなければならない、即ち、天皇でなければならない、と私は考えるであります。

3. 『ロータリークラブの会長とは』 その2

会長は、理事会の議長であります（推奨クラブ細則第3条第1節）。したがって、会長は、執行機関のトップであると同時に審議機関である理事会のトップであります。したがって、会長は、非常に強い権限を持っているようですが、実質的な権限は何ももっていないのであります。何故かと言いますと、会長は、執行機関のトップとしては、クラブの象徴たる地位にあって何らの実権はなく、また、審議機関のトップとしては、理事会は合議体でありますから、多数決原理で決まってしまうと、議長たる会長の出番はないからであります。会長は、理事会に案件が出てくると、その案件の交通整理をするだけであります。要するに、会長は、行司の役目であります。

ところが、或るクラブに、或る慣例（例えば家族会を毎年開催する）がある場合に、その慣例を廃止しようという提案があって、これを理事会に諮ったところ、可否同数に割れたとします。この場合、議長が Casting Vote もっていますが、会長は、理事会の議長として賛成・反対のいずれに一票を投すべきか、という問題があります。

会長個人の気持としては、賛成・反対と色々ありますが、ロータリークラブの会長の地位にある以上は、会員全部の利益を代表して会長職を務めているのでありますから、自分の身体は、自分一人の身体ではありませ

ん。ここに自他を分かたぬ思考、ロータリー哲学が出てくるのであります。即ち、

既に或る慣例が確立しています。この慣例については、既に理事会決議が何処かにある筈であります。したがって、慣例が確立しているところに、その廃止の提案があって、多数決で決まるものであれば、既に決まっているはずであります。それが、今、可否同数に割れているということは、未だ改正の因縁が熟していないと言うことの証明であります。したがって、時期尚早、原案否決に一票を投じなければならないであります。これが、自他を分かたぬ思考であり、自分を解脱した発想なのであります。

このように、会長とは、クラブの象徴としてその地位高きが故に、非常に倫理的なものを宣言しなければならないであります。したがって、ロータリー哲学の本体が判っていないと会長職は務まらないであります。

なお、会長は各種委員会の職権上の委員であります（推奨細則第7条第1節d項）。これは、委員会が流れたときでも、会長がこれを吸収できるという権限吸収の関係から認められたものでありますから、いつも出席しなければならぬと言うことではありません。したがってまた、委員会が流れた時でも、会長一人の判断で委員会決定をして、理事会の決議を求めることが出来るのであります。

4. 『ロータリークラブの幹事とは』その1

クラブ幹事は、クラブ会長と共にロータリークラブの代表権者であります。

幹事は、比喩的に言えば、憲法の組織原理からすると内閣総理大臣に当たります。国家管理の実権は全て内閣総理大臣が握っているのと同じように、クラブ管理の実権は全て幹事が握っているのであります。即ち、

幹事は、クラブ内外の情報を一身にプールしています。あらゆる情報は、全て幹事を経由することになっています。したがって、幹事は、クラブの大黒柱であり、クラブの代表権者なのであります。この点は、会員の身分証明書を見れば幹事が代表権者であることが判るのであります。会員身分を証明する立場にあるのは幹事であります。

このように、幹事は、クラブ管理の全ての実権を握っているのでありますから、こと手続に関しては、幹事は、知らないことでも知っている顔をしていなければなりません。逆に、会長は、知っていることでも知らない顔をしていなければなりません。

ところで、ロータリークラブは、社交クラブであります。社交クラブというものは、会員各自が我が儘を十二分に尊重される社会体であります。したがって、ロータリークラブには団結力がありません。あるものは、一人ひとりの良質な主体性であります。したがって、ロータリークラブは、組織体としては、非常に弱いのであります。

そこで、この弱い組織体を維持するためには、クラブ幹事が、その弱さを一身に吸収出来るだけの管理権限を持っていなければならぬのであります。したがって、比喩的に言えば、幹事は、ヒットラーの10倍の独裁権を持っていなければならないのであります。これで、組織体としての弱さとのバランスがとれるのであります。

そして、この独裁権と表裏一体の関係として肝に銘じておかなければならぬことは、謙虚さであります。これなくしては、独裁権は宙に浮いてしまうのであります。それと同時に、現実のクラブ管理に当たっては、達磨大師の10倍の忍耐力が必要となるのであります。

1910年から32年間にわたり国際ロータリーの事務総長（RIレベルにおける幹事）を務めたチェスレー・ペリーは、『私は、全員賛成のことだけを実施したに過ぎない』と言っていますが、賛成、反対の様々な意見のある中で、全員が賛成するように説得することは、大変な忍耐力が必要であろうかと思うのであります。

以上を要するに、幹事は、クラブの大黒柱でありますから、毎年交替の原則には服さないのであります。昔の大阪クラブの露口四郎氏、東京クラブの小林雅一氏のように管理能力のある同一人物が10年、20年と務めるのであります。

5. 『ロータリークラブの幹事とは』その2

クラブ幹事とクラブ会長は、共にクラブの代表権者でありますから、クラブ運営に当たっては、両者は常に一体でなければなりません。

ところが、人間の社会というものは、仕方のないものでありますから、とかく幹事の悪口は、会長のところへ言いに行くものであります。そして、会長の悪口は、幹事のところへ言いに行くものであります。

この場合、会長は、たとえ相手の言ふことが正当であると思っても、絶対に幹事を Defend しなければなりません。幹事もまた、会長を守るべき義務があります。

にも拘わらず、会長が、『君の言うとおりだ。あの幹事は辞めさせようか』などと言えば、クラブは滅茶苦茶になってしまいます。こんなところで【四つのテスト】を適用してはなりません。これは適用の場面が異なるのであります。

この場合、『君は、そうは言うけれど、あれは中々よくやって居るんだよ』という具合に言わなければならぬのであります。これは、マナーとして、お互いに心得ておくべきことであります。これを私は、会長・幹事一体の原則と言っています。

このように、お互いにDefendし合うことによって、会長と幹事との取り合わせが、クラブをうまく動かすことになるのであります。

ところで、幹事は、クラブ管理の中心人物でありますから、毎年交替の原則に服しません。何故かと言いますと、ヒトラーの10倍の統制権限を持っていないと、クラブのような団結力のない組織を永続的に維持することが出来ないからであります。

幹事は、会長の女房役ではありません。幹事は会長の女房役であるから、その選任は会長に任せようというのは駄目であります。幹事を先ず第1に選ぶべきであります。会長の選任とは何も関係がありません。

そして、幹事には『皆でBack upするから、10年でも20年でも引き続いてクラブを守ってくれよ』と言えばよいのであります。

アメリカでも、立派なクラブは、一人の幹事が何年も歴任しているのであります。例えば、1910年に設立されたフィラデルフィア・ロータリークラブは、創立50周年記念式典のメイン・イベントとして幹事歴任50年慰労会を催して居るのであります。日本では、大阪クラブの露口四郎さんは、幹事歴任27年であります。

以上を要するに、ロータリークラブを強力にするためには、幹事が居なければなりません。強力な実力のある幹事が居て、初めてクラブは強力たり得るのであります。ロータリーの世界で一番重要な役職はクラブ幹事なのであります。

6. 『ロータリークラブの幹事とは』その3

幹事については、標準クラブ定款第9条第4節に所謂職務上の理事に関する規定があります。即ち、「幹事、会計及びSAAは、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくとも差し支えない」という規定があります。

ところが、この規定は、ヨーロッパ大陸法と英米法とでは原則の立て方が全く異なるのであります。即ち、

大陸法では、職務上の理事というものは、理事会に席をもつと、その限りで理事会メンバーでありますから、理事会で意見を述べ、決議権を行使できるのであります。

ところが、英米法では、職務上の理事は、職務によって理事会に居るだけでありますから（本来、幹事は執行機関であり審議機関ではありませんから）理事会で意見を述べることは出来るが、決議権は行使してはならないことになっているのであります。

原理的には、執行権と審議権とを峻別する英米法の方が合理的なように思われます。しかし、理事会に席を持って意見は述べるが、決議権は行使できない、しかし、理事である、というのは、頭の整理からしますと出来の悪い処理の仕方であります。

頭の整理からしますと、大陸法の方がすっきりしているのであります。即ち、職務上の理事は、一旦理事会のメンバーになった以上は、理事と同一の権利義務を負い、決議権も

行使してもよい、という方が頭の整理にはよいのであります。

実は、この問題は、この種類の事態を処理するために考えられる二つの方法にすぎないのであります、二つの可能性が並び立つと考えればよいのであります。

そこで、実利的には英米法（ロータリーの立場）の方がよいと考えられます。即ち、幹事は執行機関の中心であり、理事会は審議機関の中心でありますから、審議機関である理事会で原則を定立するときは、執行機関である幹事は、一歩下がって客観的に理事会の原則の定立を見守るのであります。

そして、理事会が原則を定立した以上は、幹事は、理事会が決めた原則を（これは自分が決めた原則ではないのだから誰に憚ることもなく）専ら執行することに専念することになるのであります。この方が、幹事が動きやすいのであります。

尤も、大陸法においても、職務上の理事について、これは本来、執行機関の立場で理事会に入っているわけでありますから、職務上の理事即ち、幹事が決議権を行使すると、幹事の立場を悪くするような場合には、決議の効果が幹事に及ばないように免責するという形で理事会の決議権を行使することがありますから、実際上の処理の結果は、大陸法も英米法も同じであると理解すればよいのであります。

7. 『ロータリークラブの幹事とは』その4

前回は、幹事が標準クラブ定款第9条第4節によって「職務上の理事」であるという話を致しました。そこで、この規定をどのように理解するかという問題があります。

即ち、幹事は、理事会で決議権をもっていないから、理事会から見ると下役である。したがって、理事会では、何か尋ねられた時は意見を言ってもよいが、決議権は、理事会が行使するから、幹事は控えていなければならぬ、という具合に理解してはならないのであります。

先ず第一に、幹事は、クラブ内外の情報を一身にプールして、あらゆる情報は全て幹事を経由することになっていますから、幹事はクラブの大黒柱なのであり、クラブの執行権限を握っている実務のプロなのであります。

したがって、幹事は、審議機関である理事会に出席しても、執行機関としての独自性を維持するためには、意見を述べることは出来るが、決議には参加しない、という方が、決議の拘束を受けないという意味では職務を執行しやすいのであります。

第二に、理事は任期1年であって、実務のプロではありませんから、実務のプロである幹事から出た意見（勧告意見）を聞いて決議しなければなりません。（実質的建前）しかし、幹事の影響のもとに決議したというのでは、理事会も格好が付かないでの、表向きは

理事会が独自に決議したという建前を探るのであります。理事会は、幹事に対して『理事会は、君の動き易いように決議してやるから、どのように決議して欲しいのか細かい事情を説明して君の意見を聞かせてくれ』と言って、幹事の意見に従って決議するのであります。95%は、この方法で決議していくのであります。そうすると、幹事は、理事会の決議を執行する段階では、『自分は、ただ意見を述べただけであって、クラブの最高管理権を持っている理事会が、自分とは関係なしに決議したことであるから、決議がある以上は、自分は専らその決議を執行することに専念するよ』ということになるのであります。即ち、このような建前を探る方が、幹事がやりやすいと言うことできます。

但し、例外があります。それは、幹事が実務のプロであればあるほど盲点があります。理事会は素人集団ではありますが、ロータリアンであります。したがって、高次の次元から見ていて、幹事がやりすぎた時は、幹事に対して監督機能を行使しなければなりません。このように、第一に、原則として幹事の勧告意見に従って決議する機能と、第二に、例外として幹事に対する監督機能という二つの機能をもって「職務上の理事」の規定が出来上がっていると言うことなのであります。

8. 『ロータリーソング』その1

1905年当時のシカゴロータリークラブは、会員同士の親睦とお互いの助け合いのクラブでありました。ところが、1907年頃から、アーサー F・シェルドンによって世のため人のための奉仕という考え方が提唱され、ポール・ハリスが3代目会長になった頃のシカゴクラブは、従来の親睦と相互扶助の世界に、ポール・ハリスが「奉仕」という全く異質なものを強く提唱したために、親睦は崩壊し、クラブは荒れに荒れたわけであります。当然の事ながら、会員の出席率も低下します。

この状況を見て、クラブの初代の親睦委員長であったDr.William R.Neffは、

『この状態があと一ヶ月続ければ、このクラブも終わりだ』と考えたわけであります。

そこで、親睦委員長として、何とかこの状況を回復する手を打たなければならぬと考えた結果、Harry Rugglesに対して、ポール・ハリスやアーサー F・シェルドンが奉仕の話をしてクラブの雰囲気がおかしくなったら、皆で歌を唄ってほしいと提案したのであります。

Harry Rugglesもこの要請に応じて、奉仕の話でクラブの雰囲気が冷たくなると、

『諸君、歌を唄おう』"Hell,fellows Let's sing!"と言つて皆をリードしたのであります。

これが実は、ロータリーソングの慣例の始

まりであります。初期のロータリアンは、歌を唄うことにより童心と友情を取り戻し、奉仕の議論から解放されて、心と心を通わせることに成功したのであります。

クラブに入会する時には、その性格が実直にすぎて雅量がないのではないかと思われた Harry Rugglesが、見事にロータリーの親睦の伝統を築いたのであります。

Harry Rugglesは、この功績により、1908年、ポール・ハリスが会長の任期途中で退任したあとを受けて会長となり、更に、1909年～10年まで、自己の固有の権利として会長職を務めたのであります。

要するに、ロータリーソングというものは、童心の回復がクラブ親睦の出発点でありますから、今日の【奉仕の理想】その他所謂ロータリーソングを唄わなければならないという筋合いのものではありません。子供の頃に唄った歌や私達が常日頃慣れ親しんだ歌その他気分が和やかになる歌であれば何でもよろしいわけであります。

これが、ロータリーソングの正しい慣例であります。奉仕概念がどんなに高度に発展しても、この親睦の提唱は決して間違っていないのであります。Harry Rugglesの業績は、高く評価されて然るべきものであります。

9. 『ロータリーソング』その2

昭和の初期にロータリーの日本化の提唱がありました。ロータリーを日本の社会の実情に調和させようという主張であります。その一つにロータリーソングがあります。昭和8年、大阪クラブから出た村田昌蔵がバナーは、ロータリーソングも英語のものではなく、日本人が作ったものを唄うべきであるという提唱をしています。この提唱が実ったのが昭和10年のことありました。

実は、私が昭和52年に直木太一郎パストガバナーから頂いた手紙によりますと、この提唱に原動力を与えたのは、実は、1914~15年度の国際ロータリークラブ連合会会長であったFrank L.Mulhollandであります。

彼は、昭和5年、神戸で開催された第70地区大会にRI会長代理として出席して、

『私は、ロータリーは、あくまでも世界のロータリーであって、アメリカのロータリーではないと思う。したがって、アメリカナイズされるのには反対である。

今、英語でロータリーソングが唄われたが、何故、日本語の歌を唄わないのか、と聞いたところ、日本語の歌では権威がない、と言うことであったが、そのような ことでは困る。

私は、各国におけるロータリークラブが、それぞれその国の風俗習慣によって行われることを希望する』と言っています。

これは、實にいい話であります。Frank L.Mulhollandは、ロータリーの理論を説くについて、一頭地優れていたと言われているだけに、流石であります。

その後、5年の歳月を経て昭和10年に日本語のロータリーソングが生まれるに至ります。即ち、

昭和10年5月5日、京都朝日会館で地区大会が開かれ、祇園の歌舞練場で東久邇宮殿下御臨席のもとに、新作の日本語のロータリーソングが発表されたのであります。

第1位は、【旅は道連れ世は情け、情けは人のためならず】

杉村広太郎作詞（東京）・

吉住小三郎作曲（東京）

但し、この歌は、後に、著作権侵害の事実が出てきたので、ロータリーでは唄わなくなりました。

第2位は、【奉仕の理想】

前田和一郎作詞（京都）・

萩原英一作曲（東京）

第3位は、【平和を人の世に植え、親愛の心はぐくむ】

田崎慎治作詞（神戸）・

早川弥左衛門作曲（名古屋）

第4位は、【我らの生業様々なれど】

高野辰之作詞・岡野貞一作曲。

10. 『ロータリーソング』その3

神戸東クラブの末正久さんが、昭和45年に【奉仕の理想】の作詞者前田和一郎という人から興味深い手紙を受け取っておられますので紹介しておきます。

『私は、昭和15年の解散命令の時にロータリーを辞めて、その後復帰していない。

ロータリーを辞めて30年以上になるが、誰もロータリーの話を聞かせてくれない。

私は、もう長い間半身不随で、老妻と寝たきりの生活をしている。ところへ、君から、このような手紙をもらって非常に嬉しい。

昭和10年に京都で第7回地区大会があった。昭和9年の末頃、私は、ロータリークラブの唱歌委員長をしていた。ある日、お前も出てこい、と言うので、何事ならんと思って行ってみると、村田省蔵ガバナー、石川芳次郎大会委員長、田辺隆三ホストクラブ会長というお歴々がいた。

「今日は一体何事ですか」と聞くと、「今まで日本で唄っている歌は、英語の歌ばかりだから、日本語の歌を作ろうと思っている。そこでお前は唱歌委員長なんだから、そんなもの位作ってみろ」と命令された。私は、とてもそんなことは出来ないと固辞したが、下手でもよかつたら作りましょう、ということになってしまった。

そこで、唱歌委員長の経験から、あまり長い文句や難しい文句では、皆が唄ってくれないし、歌も2番3番とあるようなものはだめ

だから、1番だけの歌を作ろう、と言うことでの歌が出来た。それでも、後から文句が出て、「久遠の平和」だとか「業」などは難しそうになるとクラブ内から文句が出た。

しかし、兎に角、杉村楚人冠作詞の【旅は道連れ】と共にコンクールで当選して、祇園の歌舞練場で東久邇宮殿下御戴臨のもとに発表式があり、殿下から直接賞品を授与された。その時、神戸からは直木太一郎氏、沢田清兵衛氏、湯浅恭三氏が来ていた。

結論としては、「御国ニ捧ゲン吾等の業」のところが、自分は寝ていても気になって仕方がない。もう戦争も済んで、平和国家になったのだから、末正さん、是非一つ、これは「世界ニ捧ゲン吾等の業」と変えるように君から宣伝してくれないか。』

末正さんが後で聞くと、この手紙が最後になって、前田さんは1ヶ月後に亡くなられたので、末正さんは、「世界ニ捧ゲン」と変えてくれ、と言うことを、自分に対する前田さんの遺言のように受け取っておられるのであります。ところが、他クラブへメイクアップに行ったときに、それを唄おうと思うが、彼奴は文句を知らんのか、と思われそうで、恥ずかしくて実は未だ実行していないと言つておられました。

この話は、私が昔、兵庫千種会で末正さんから直に聞いた話であります。

11.『規定審議会』その1

今年は、ロータリーの規定審議が動きましたので規定審議会の話をします。

国際ロータリーの最高決議機関は、国際大会であります。したがって、国際ロータリーは、ロータリーの諸々のルールを決めるために、昔から毎年国際大会を開いて決議権の行使をしていたのであります。

ところが、毎年決議権を行使して規則改正をする場合に、一つ困ることは、ロータリアンは、皆ロータリーをこよなく愛するが故に、お互いの意見が異なると激烈な論争になります。そこで、国際大会では、怪文書が出されたり、非難中傷が乱れ飛んだりして、『親睦とは喧嘩のことかいな』という状況になります。

そこで、何時の頃からか、毎年、規則改正で喧嘩することは止めよう、少し間をおこう、と言うことになり、奇数年度は規則改正を行わないことになったのであります。

規則改正を行わない奇数年度は何をやるのかというと、人事権の問題がありますから、国際ロータリー会長の選任とか国際ロータリー理事の改選とかガバナーの選任などをするのであります。

このようにして、1968年のメキシコシティの国際大会までは、奇数年度は、人事権の行使以外は規則改正をしないで、偶数年度だけに、規則改正を行うと言う形でやって来たの

であります。

ところが、1968年になると、規則改正の提案件数が増えてきまして、国際大会は、年間大体1週間しか審議する期間がありませんから、提案件数が増えて来ますと、1週間では到底これを処理することが出来なくなったのであります。

そこで、1970年アトランタ国際大会以降は、ルールが改正になりました。即ち、

1. 従来、提案案件を事前に整理して予備審査をする言わば長老会議的な役割を持っていた規定審議会を国際ロータリーの立法機関とする旨を決議したのであります。
2. そして、1972年のヒューストン国際大会の一部として、初めて立法機関としての規定審議会が開催されることになり、
3. 更に1974年のミネアポリス・セントポール国際大会で、2年毎の開催を3年毎に開催するように改め、
4. 次いで、1977年サンフランシスコ国際大会で、規定審議会を国際大会の一部ではなく独立の立法機関とすることになったのであります。

このようにして、長老会議的な補助機関であった規定審議会は、今やロータリーの立法機関即ち、ロータリーの議会になったのであります。

12. 『規定審議会』その2

規定審議会の構成は、投票権を有する議員と投票権を有しない議員をもって構成されています。

1. **投票権を有する議員**は、全世界の各地区から一人ずつ、前年度の地区大会で選ばれたクラブ代表議員であり、その議員の資格は、地区大会で選ばれる時点においてガバナーを全期間勤めた者、即ち、パストガバナーであります。

但し、パストガバナーがない時は、ガバナーが証明し、国際ロータリー会長の許可があれば、ガバナーまたはガバナーノミニーも代表議員になります。

代表議員は、ロータリーの現在の方針と理論や手続に精通した人であり、連続3回以上は勤めるべきでないと勧告されています。したがって、これは強制ではありません。

2. **投票権を有しない議員**は、規定審議会の議長、副議長、議事運営手続の専門家、国際ロータリー会長、元 国際ロータリー会長全員、国際ロータリー理事全員、事務総長、ロータリー財団委員、国際ロータリー定款細則委員会委員等少数の議員であります。

3. **審議案件の種類**としては、制定案と決議案の2種類があります。

制定案というのは、国際ロータリーの定款・細則及び標準ロータリークラブ定款を改

正しようとする案件であります。制定案の締切日は、規定審議会前年の6月30日までであります。

決議案というのは、制定案以外の全ての審議案件であり、その内容は多種多様であります。決議案の提案締切日は、制定案と同じであります。

なお、決議案については、国際ロータリー理事会または規定審議会は、審議会が閉会するまで提案することができますことになっています。

4. **審議案件の提案権者**は、ロータリークラブ、地区大会、RIBIの審議会または 大会、規定審議会及び 国際ロータリー理事会であります。

ところで、ロータリークラブは、国際ロータリーの構成員でありますから、国際ロータリーの立法機関に対して自由に且つ独自に提案できるのが当然でありますが、近来、クラブからの提案数が異常に増大してきましたので(例えば、アルゼンチンのリオカルト・スールクラブは78件)、1992年のアナハイムの規定審議会において、クラブからの提案は、国際ロータリー事務総長に提出する前に、地区大会にかけてからでないと提案出来ないようになりました。(92-238)

13. 『規定審議会』その3

今日は、規定審議会における採択案件の処理手続について話します。

先ず、審議会で採択された案件は、審議会議長が審議会終了後10日以内に審議会の決定に対する詳細な報告書を事務総長に提出し、事務総長は、各クラブ幹事に対して、規定審議会閉会後2ヶ月以内に、審議会が採択した案件（制定案・決議案）の全てについての報告書を送るのであります。

クラブは、その採択案件を検討し、もし、クラブとして反対すべき採択案件があれば、この報告書についている反対意思表示欄にクラブの意思を記入してクラブ会長が署名し、事務総長の報告に記載されている期日までに事務総長に届くように提出することが出来るのであります。

そして、各クラブは、この年度当初の7月1日現在におけるクラブ会員数により、名誉会員を除く50名ごとに1票、または、端数が26名以上の場合には更に1票を投する権利があります。即ち、

会員1名から75名までは投票権1票、会員76名から125名までは投票権2票、会員126名から175名までは投票権3票という具合に計算するであります。

そして、如何なるクラブでも、少なくとも1票を投する権利が与えられているのであります。

この反対投票によって、全世界のクラブの投票権行使可能な投票総数の10%以上に当たる反対の意思表示があった場合には、その案件についての審議会の決定は、効力が保留されるのであります。そして、その案件は、郵便投票によって、最終的に採否が決定されることになるのであります。

これは、例え規定審議会で採択されても、この反対投票の手続によって、規定審議会の決定を覆すことが出来るのであり、国際ロータリーの構成員であるクラブの意思表明の機会が民主的に担保されていることを意味するのであります。

したがって、これは非常に重要なことであります、クラブの代表権者である会長・幹事は、規定審議会に関する情報をクラブ会員に周知徹底させなければなりません。

今や、ロータリーは、巨大な世界的組織とはなりましたが、それがひ弱な巨人にならないよう、私達は、世界第2のロータリー国としての指導性を發揮し、ロータリーの立法機関である規定審議会には強い関心を抱くべきであると思うのであります。

なお、『ロータリーの友』1995年1月号の横書き部分18ページ以下に、規定審議会における代表議員の役割、議事運営手続の詳しい解説があります。

14. 『ロータリアンの懲戒』その1

ロータリアンの懲戒というのは、ロータリークラブはロータリアンの会員資格を奪う権限即ち、懲戒処分を行う権限をもっているのか否か？という問題であります。

ロータリークラブは、社交クラブであります。社交クラブというものは、会員の主体性、平たく言えば会員の我が儘を100%尊重するグループ活動であります。したがって、クラブは、99%懲戒処分などしてはならないであります。

しかし、原理的に考えますと、明文の規定はありませんが、例外的に、会員の資格を奪う権限はあると考えなければなりません。

では、どのような場合に会員を懲戒することが出来るのか、と言いますと、これは具体的な事例を挙げるほかありません。即ち、

懲戒出来る例としては、先ず、強盗、強姦、詐欺、恐喝等の破廉恥罪を犯した会員については、会員資格を奪ってもよいと思います。

しかし、脱税とか贈収賄となると問題であります。脱税も何億円という巨額のものは、当然懲戒に値すると思いますが、少額の脱税については、資格剥奪は難しいのではないかと思います。尤も、この問題については、国によっても対応が異なります。

例えば、アメリカは、脱税を国家に対する反逆と見ますから、これに対する刑罰は非常に厳しいであります。ハーバード大学の国際私法の或る教授に対する刑罰は、実に無期

懲役であります。彼は、第二次世界大戦後の恩赦によって出所しましたが、やがて落魄の内にこの世を去ったという悲しい物語があります。

また、贈収賄については、元来、これは公務員という身分をもっている者に賄賂を贈ることによって犯罪となるのであります、ロータリーは、法の世界ではなくて倫理の世界でありますから、犯罪にならない私人間の場合でも賄賂の授受を禁じているのであります。しかし、業界によっては、賄賂を使わなければ生きて行けないような倫理性の低いところもあります。したがって、場合にもよりますが、少額の贈収賄をしたことによってロータリアンの資格を奪うのは難しいのではないかと思います。

では、賭博罪はどうか？ これは明らかに犯罪であります。しかし、これほど罪の意識の少ない犯罪も珍しいであります。したがって、これは、暴力団の関与した賭博や常習賭博その他賭け金の巨額な賭博等々その類型に従って判断しなければならないと思います。ゴルフの賭けも、賭け金の多寡に拘わらず、原理的には賭博であり、犯罪であります。したがって、賭博罪で処罰された場合には会員資格を奪うべき場合もあり、具体的な事案に従ってその是非を判断しなければならないと思います。

15. 『ロータリアンの懲戒』その2

会員が奥様以外に愛人を持っているのは懲戒に値するのかという問題があります。この問題は、ロータリーの中でも意見の分かれるところであります。即ち、

先ず、これは犯罪ではありませんから、会員資格を奪うことは出来ないという考え方があります。しかし、一方、このような不純な関係を持つことは、ロータリアンとして恥すべきことであるから会員資格を奪うべきであると考える人もいます。

しかし、自分が愛人をもつことを恥だと思うのであれば、自分は愛人を持たなければよいのであって、色々な因縁が熟して愛人を持つようになったのであれば、それはその人の自由であって、この問題は、天照大神以来、未だ未解決の問題であると考える考え方もあります。

参考までに一つの事例を出しておきます。

昔、或るロータリアンが戦争未亡人に対して、物心両面の援助を続けているうちに男女の一線を越えて親密な仲になってしまったのであります。やがて、そのロータリアンが、次年度ロータリークラブの会長に就任することになりました。

そこで、そのロータリアンは、愛人に対して、ロータリークラブの会長になる以上は、今の関係を続ける訳にはいかないと言って、愛人に別れ話を持ち出したのであります。そ

の愛人は、今まで一緒に暮らせただけでも幸せでしたと言って、快く別れることを承諾したのであります。

そこで、その人は安心して帰宅しましたところ、その翌朝、その愛人が自殺していたのであります。そこから司直の調査が入って事態が明らかになり、結局、そのロータリアンは、会長資格のみならず会員資格まで失ってしまったのであります。

このような事例を如何に考えるべきでありますか。

愛人の態度は、自分の愛を貫いた点で実に立派だと思います。しかし、ロータリアンの方は如何なものでしょうか。

自分が会長になるという自分の名誉のために、愛人を犠牲にしたとも考えられます。しかし、一歩突っ込んで考えますと、そもそも、会長になるには愛人を持っていてはいけないのでしょうか。意見の分かれるところであります。

また、クラブの対応も疑問であります。果たして会長資格のみならず会員資格まで奪う必要があったのでしょうか。疑問なしとしません。

要するに、この事案は、色々と考えさせられる問題を提示しています。したがって、これは、クラブフォーラムの適切なテーマになろうかと思うのであります。

16. 『職業分類表の基準』 その1

ロータリーは、地域社会に存在する全ての職種に科学的な職業分類の原則を適用して職業分類表を作りますが、この職業分類表に載っていない職種から会員を探ることは出来ないのであります。そこで、この職業分類表を作る場合の基準になる考え方は何か、と言うことを決めておかなければなりません。全ての職種を載せるのか、それとも除外例はないのか？ということです。

これは、一寸した歴史の知識ではあります
が、1908年から1922年までは、職業分類表に
載せる職種というものは、All legitimate
occupation 即ち、その職業は『適法』である
のみならず『正業』でなければならぬとさ
れていたのであります。では、適法にして
正業でないものは何か、と言いますと、その
典型的なものとしては『芸者の置屋』があ
ります。これは『適法な職業』ではあります
が、社会通念上は『正業』ではないと考えられ
ていたのであります。『正業』でない以上は職業
分類表に載せることは出来ません。したがって、
会員に探ることは出来なかったのであります。
バーの経営者も1922年までは同じよう
に考えられていました。

しかし、やがて1922年にこの考え方に対する
反省がやって参りました。その反省とは、
職種自体が正業でないとして低い社会的評価
を受けていることは、ロータリー運動の妨げ
にはなりません。むしろ、このような職種を

除外することは、その職種が何時まで経って
も改善されないことになります。したがって、
正業でないとして社会的評価の低い職種
からも会員を探らなければなりません。そして、
その会員をしてその業界の改善に役立た
せなければならないのです。即ち、そ
のロータリアンが業界を改善する大使になら
なければならないのです。（ロータリアン大使説）

この反省の中から、1922年に All useful
occupation の概念が出てきたのであります。
即ち、usefulとはlawfullという意味であります。
適法な職種であれば全て職業分類表に載
せなければならない。正業論が消えて適法論
となつたのであります。

したがって、正業でなくとも会員選考の場
には出てくるのであり、会員選考の時点で、
入会の是非をチェックすることになるわけで
あります。したがって、モーテルの経営者も
当然職業分類表には載せなければなりません。
『あんな連れ込み宿をどうして職業分類
表に載せるのか』と言うのであれば、モーテ
ル経営者で載せられないのであれば、ホテル
の経営者も載せることは出来ません。ホテル
を職業分類表に載せるのであれば、モーテル
も適法である以上載せなければならない、と
useful occupation の概念は問いかけてい
るのであります。

17. 『職業分類表の基準』 その 2

職業分類表については、もう一つ論点があります。それは、職業分類表を作るときに、零細企業であるためにクラブの会費が払えない職種は載せるのか否か、という点であります。これは、その職種が適法である以上、当然載せなければなりません。

ところが、往々にして、会費が支払えないような職種は、会員選考の可能性がない、として、この職種を職業分類表に載せないことがあります。これは、逆立ちした議論であります。

例えば、八百屋さんに立派な人がいて、入会して貰おうとしたところ、所得が少ないので会費が払えない場合にどうするか？ 会費を減額するのか？

戦前の或るクラブに先例があります。小学校長を会費半額にして入会させたのであります。当時、教育者には鉄道の割引があったほど収入が少なかったからであります。しかし、これは、ロータリーの原則に反することは明らかであります。何故かと言うと、それはクラブ的でないからであります。ロータリアンは、クラブの経費を会員の頭数で割って皆で平等に負担しなければなりません。何故かと言うと、それぞれのロータリアンが対等の立場から心を通わせ、対等の立場で切磋琢磨を行うためには、各自の財政負担を同額にしておかなければならぬからであります。

これが、ロータリーの組織原理の基礎にあ

る『財政的平等負担の原則』であります。出している金が同じだから、発言権も同じであり、したがって、皆平等であります。『ロータリーは、ロータリアンの上にロータリアンを作らず、ロータリアンの下にロータリアンを作らず』この切磋琢磨のエネルギーが社会改良のエネルギーになるという図式であります。世俗の論理を切断するためには、大学出も、中学出も、大会社の社長も小企業の社長も同じ金額だけ会費を支払う。これがクラブであります。

最近、高齢者対策と称してクラブ内の高齢者の会費を減額しようとするクラブがありますが、これはクラブの原理に反すること明らかであります。殊に、ロータリアンは奉仕者であります。奉仕者は受益者になってはならないであります。

要するに、会費は、全て同額でなければなりません。その会費で入会できない人を入会させたいのであれば、その人が払える程度に会費を一律に減額すればよいのであります。会費の払えない職種は放っておけ、という思い上がった方法では、ロータリー運動の準公共性の目的を遂げることは出来ません。ロータリー運動は、そのような思い上がった世俗の論理をかざして、地域社会の上層部の人達だけをもって組織する社交クラブではないということを心に留めておかなければなりません。

18. 『クラブ会費についての一考察』

前回は、クラブの会費は、全員同額でなければなりませんから、もし、所得が少なくて従来の会費で入会できない人を入会させたいのであれば、その人が払える程度にまで会費を一律に減額しなければならないと申し上げました。

しかし、ホテルの会場費は値上がりしますし、食費も値上がりしますから、実行は困難であります。そこで、その対策如何であります。

先ず、食費は、各自負担として、食費を会費の中から除きます。そうするとロータリアンがクラブ会員として共通に負担しなければならない費用は、毎月5千円もあれば十分であります。その中身は、国際ロータリーの人頭分担金、地区資金、クラブの通信連絡費等が主なものであります。このような形をとれば、大抵の人は入会することが出来るのであります。現にこの方式を実行しているクラブがあります。

昭和55年頃の九州の或るクラブでは、会費月額3千円、食費は、各自食べたものだけ支払う。会場は、小さな集会所を使っているということでした。

また、昔、私がクラブ会長の時に、長期欠席の高齢者について、食費を免除した純粋の会費だけで会員資格の継続を認めることを理事会で決議したことがあります。

要するに、食費を除いた狭義の会費だけで

ロータリアンの会員資格を認めようという声は、50歳以下のロータリアンが提唱するべきであります。

何故かと言いますと、日本のロータリークラブの会費は、大名よろしく食事代から会場費までを全部含めて会費というものが出来上がっています。したがって、かなり高額であります。したがって、私達が、社会の現役でいる間はこれで結構であります。また、一生涯社長でいる人も結構であります。

しかし、定年制の適用を受ける人は困るのであります。退職金を貰っても貨幣価値は下がります。したがって、長生きをすると困るのであります。

そこで、70歳以上の人人が、自分は、ロータリー運動に惚れ込んだので、この世を去るときまでロータリアンでいたい。ロータリーは老後の楽しみだと言いながらも、会費が高いばかりについていくことが出来ない。そうかと言って、ロータリーを辞めるわけにもいかない。どうしようか、と言う人がかなり出てきているのであります。

しかし、それらの人達がそのことを主張しても説得力がありません。何故かと言いますと、それらの人達は、利害関係当事者でありますから Fairnes の原則に反するのであります。だからこそ、50歳以下の人達が高齢者になる前に提唱しなければならないのであります。

19. 『職業倫理』 その1

今日から職業倫理というテーマで話をします。そこで、職業倫理を考えるときに忘れてはならない事は、ロータリーが本質的に倫理運動であるということです。ロータリアンは、職業人として職業社会に倫理を提唱し実践していくべき使命を持っているのです。

ところが、最近の私達の職業社会の現状を見ますと、ロータリーの倫理運動が一体どれほど機能しているのか疑問なしとしない状況であります。即ち、

最近、企業の不祥事の発覚によって、どんなに優良な企業であっても、マスコミの厳しい批判に曝されて、一瞬にして企業の信用を失墜して消滅する事例が多発しています。例えば、

牛肉の産地・品質の偽装という不当な原産国表示をした雪印食品は、偽装表示が発覚してからわずか1ヶ月後に会社の解散を決定しております。そして、親会社である雪印乳業も「雪印」というブランドを放棄せざるを得なくなってしまいました。

また、家畜伝染病予防法違反の浅田農産は、鳥インフルエンザの発生を隠蔽したことなどが発覚してから僅か3ヶ月後に廃業を決定しています。

また、日本ハムの子会社である日本フードが、BSE対策のための国産牛肉買い上げ制度

を悪用して、国に海外産牛肉を国内産牛肉と偽って買い上げさせたという食肉偽装事件が発覚したため、親会社の日本ハムのブランドは、消費者の信用を失って、日本ハム製品がスーパーマーケットの棚から消えてしまいました。

その結果、日本ハムは、350億円に上る売上げ減少の損失を被ったのであります。子会社が海外産牛肉を国内産牛肉と偽って得た利益は、たかだか1000万円であるにも拘わらず、その1000万円を得るために子会社が行った違法行為のために、日本ハムグループ全体に350億円もの損失を招いた訳であります。

また、リコール隠しの三菱自動車工業事件、食品衛生法上認められていない物質を使用して製造した肉マンを販売したダスキン事件その他職業倫理に違反した事件は、枚挙に暇がないのであります。

これらの現象は、1990年代のバブル崩壊後、従来の高度経済成長の矛盾から生じた経営者や従業員の職業倫理の頽廃が原因であると考えられるのであります。

これは、ロータリーの倫理運動が全く機能していないことを物語るものであります。倫理運動の主体は、一人ひとりのロータリアンであります。私達は、これらの現象を謙虚に反省して、倫理の提唱に心がけるべきであると思うのであります。

20. 『職業倫理』その2

前回は、職業倫理の頽廃による法律違反の事例を紹介しましたが、昨今、これらの事例を集約して、コンプライアンス、法令遵守ということが提唱されています。

しかし、法令を守るということは、人間として当たり前のことでありまして、実は、ロータリーの提唱する職業倫理は、法令遵守よりも遙かにレベルの高い倫理基準を提唱するものなのであります。

「ロータリーのロータリーたる所以は職業奉仕の実践にあり」と言われるように、ロータリーは、20世紀初頭以来、職業奉仕の実践について高潔な職業倫理を提唱してきたのであります。

そこで、先ず、ロータリーが、どのようにして職業倫理を提唱するようになったのか、というところからロータリーの原理の世界を眺めてみたいと思うのであります。

先ず、今から100年前の1905年時点では、ロータリアン達が仲良くなつて助け合う、所謂親睦だけのロータリーがありました。そして、初期のシカゴクラブは、例会における会員同士の相互扶助に基づく発想交換機能によって、恰も経営相談所的な機能を果たすようになったのであります。

やがて、1906年、ロータリーに世のため人のための発想が芽生えて参ります。そして、

1908年には、例会における発想交換機能によって、企業経営上のノウハウを開発し交換すると共に、世のため人のための奉仕のアイディアも交換するようになったのであります。

そこで、企業経営について、職業人として為すべきこと、為すべからざることをお互いに誓い合うという所謂職業倫理の提唱をするようになり、この精神的な助け合いによって、会員達の企業は益々栄えていったのであります。

このようにして、当初、親睦だけの集まりであったロータリークラブに世のため人のための奉仕の考え方方が入って来て、企業経営が世のため人のためという倫理性を帯びるようになりました。即ち、

ロータリーは、1910年以降、世のため人のための企業経営、倫理的な企業経営を提唱し、実践するようになりました。そして、この個人倫理の集大成として、1915年のサンフランシスコの国際大会において、『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』(別名『ロータリー道徳律』) 11ヶ条を採択するに至ったのであります。これがロータリーにおける個人倫理の確立の問題であり、それ以後、ロータリーは、その運動の核として高潔な職業倫理を提唱してきたのであります。

21. 『職業倫理』その3

前回は、1915年サンフランシスコの国際大会で『ロータリー道徳律』が採択され、ロータリアンの個人倫理が確立されたことを申し述べましたが、その後、日本においてこの職業倫理の提唱を受け継いだのは、昭和3年(1928)の大連ロータリークラブの古沢丈作氏であります。彼は、ロータリー思想の源流を探求して、この『ロータリー道徳律』11ヶ条を発見しました。そして、これを日夜お経の如く熟読玩味して、完全に自家薬籠中のものとなし、これを5ヶ条の日本文に書き改めたのが、昭和3年の『大連ロータリークラブのロータリー宣言』という倫理宣言であります。

大連クラブでは、毎週例会の初めに、先ずこの5ヶ条を朗読していたのであります。そこで、日本ロータリーの創立者米山梅吉先生が昭和4年の日本最初の地区大会であるRI第70地区の大会において『古沢さんこそロータリアンの鏡である』と激賞されたという記録が残っているのであります。

そして、この大連クラブのロータリー宣言が戦前の日本のロータリアンの職業倫理のバッ克ボーンとなっていたことは、紛れもない事実なのであります。

戦後の日本のロータリーでは、東京浅草ロータリークラブの『玩具職業人倫理宣言』があり、最近では、平成7年(1995)6月28日

仙台青葉ロータリークラブの宣言した『職業倫理宣言』があります。

実は、1923年のセントルイスの国際大会で採択された決議23-34号の2-2は、ロータリークラブというものはこのような倫理の宣言をしなければならないと規定しているのであります。

では、全世界のロータリークラブは、全て倫理宣言をしているのか、と言いますと、答えは明らかにノーであります。それは一体何故か。

それは、1923年の前年の1922年に 国際ロータリーの成立と同時に制定された国際ロータリー細則第16条において、1915年の

【ロータリー道徳律】をもって『ロータリーの現行法則たるべきものと定める』と規定したために、この道徳律が全世界のロータリークラブに対して規範としての効力（規範的効力）を持つようになったからであります。したがって、敢えて各クラブが倫理宣言をする必要がなかったのであります。

ただ、この 国際ロータリー細則第16条は、1980年の規定審議会において削除されましたが、その削除の経緯並びに歴史的意義等については、ロータリー思想史上、誠に興味ある問題がありますが、ここでは一応割愛しておきます。

22. 『職業倫理』その4

前回は、『ロータリー道徳律』を始め『大連クラブのロータリー宣言』東京浅草クラブ、仙台青葉クラブ等の倫理宣言について紹介しましたが、これらの倫理宣言は、いずれもコンプライアンスCompliance即ち、法令遵守と呼ばれるレベルのものとは、比較にならないほどレベルの高い倫理を提唱してきたものなのです。

ロータリーが、一般の法令遵守のレベルではなく、遙かに高潔な倫理を提唱してきた事例としては、例えば、取引社会における『賄賂禁止の原則』があります。

ロータリーは、古来、倫理運動の視点から、賄賂の授受を厳に戒めているのであり、これは職業倫理の核にある大きな柱なのあります。

1931年即ち昭和六年の日本の2代目のガバナー井坂孝氏のガバナー月信第1号(S.6.8.10)は、夙に有名であります。

井坂孝氏は、国際ロータリー第70地区のガバナーに就任して、全国のロータリアンが拳々服膺すべき職業倫理の三ヶ条を提唱しました。即ち、

第一に曰ク、ロータリアンたる者は約束を守るべし。

第二に曰ク、ロータリアンたる者は賄賂を贈ることなかれ。

第三に曰ク、ロータリアンたる者は徒に慈善事業に憂き身をやつすことなかれ。

この中で、職業倫理との関係で特に重要なのは、第二の『ロータリアンたる者は賄賂を贈ることなかれ』であります。ロータリーは、賄賂の授受が、健全な取引社会と公正な自由競争社会の実現を阻害することを説くのであります。それは同時に、賄賂の授受が、結果的には当事者自身の信用を失墜することを説いているのであります。

ところで、ここに賄賂というのは、法律上の概念ではありません。即ち、法律上、賄賂の授受によって収賄罪、贈賄罪が成立するためには、賄賂を受け取る側が公務員でなければなりませんから、法律の世界では、私人間には賄賂罪は成立しないのであります。

しかし、ロータリーは、法律の世界ではなく、倫理の世界であります。したがって、ロータリーは、倫理運動の立場から、私人間の賄賂の授受をも禁止しているのであります。法律を守ればよいという低いレベルの問題ではないのであります。

単なるコンプライアンス・法令遵守のレベルであれば、公務員に対して賄賂を贈らなければ犯罪にはならないのでありますから、私人間で賄賂を贈っても何ら問題にならない筈であります。ところが、ロータリーは、高潔な職業倫理を提唱する立場から私人間の賄賂の授受も禁止しているのであります。

23. 『職業倫理』 その5

前回は、ロータリーが私人間の賄賂の授受も禁止していることを申し述べました。

このことに加えて、ロータリーは、倫理運動の立場から賄賂の概念を広くとらえているのであります。即ち、

ロータリーは、労働の対価として受取る正当な報酬、または取引の対価として受取る正当な所得以外の一切の金品の授受は、これを悉く賄賂と見做すのであります。

したがって、これは法律概念ではなく、倫理概念であります。

これが基本原則でありますが、この立場から見ると、盆暮の中元・歳暮も賄賂になります。そうすると、その品物の受領を拒むことが、相手の善意を踏みにじることになりますから、この原則だけでは処理し切れない様々な事態が生じます。

そこで、ロータリーは、このような状況を踏まえて、第二の原則を立てます。それは、『公開の原則』(Publicity) であります。即ち、

特定の品物または金銭の授受が賄賂になるかどうか疑わしい場合には、それを公開すべし、というのであります。

即ち、ロータリアンは、クラブ例会において、それが賄賂になるか否かを公表して、他のロータリアン意見を聞けばよいのであります

す。

『お歳暮として羊羹を貰ったがこれは賄賂か』と聞いてみて、皆が『その程度のものは社交儀礼のものだから賄賂にはならない』と言えば、それで賄賂性は消えるのであります。

これに反して、例えば、あの有名なロッキード事件のピーナツ一つ5億円、これは誰に聞いても『それは賄賂だ』と言うだろうと思います。これはロータリーの倫理運動の立場から見て完全に賄賂であります。したがって、これを受け取る時には、心に疚しい気持がよぎると思います。

要するに、心に疚しいことなければ堂々と公開できる筈であります。ロータリーはそことのところを見ているのであります。

以上を要するに、第一に、ロータリアン自身が、その品物や金銭を受け取ることによって、職業関係の公正さを害しないか否か、心に疚しいことがないか否かを主観的に判断し、第二に、クラブ例会において、皆の意見を聞いて、客観的な社会倫理によって篩にかけるのであります。

このようにして、ロータリーは、人類社会に類い希なる倫理運動として誠に高潔な職業倫理を維持してきたのであります。

24. 『ロータリアンは業界の代表ではない』

時々、『ロータリアンは業界の代表である』という人がいます。しかし、これは、誤りであり、思い上がった考え方であります。ロータリアンは、業界から選挙によって選ばれたものでもなく、業界はロータリアンを「業界の代表」だとは認めていきません。ロータリアンというものは、ロータリークラブが一方的に地域社会の良質な職業人を選んでクラブに入会させているにすぎないのであります。したがって、昔、神戸クラブの故直木太一郎パストガバナーは、『ロータリーは地域社会に対して大変失礼なことをしている』と言っておられました。ロータリアンは、常にこのような謙虚な心を持たなければならぬと思うのであります。

したがって、ロータリアンは、自分の所属する業界の代表ではなくて、むしろ、業界において『ロータリーを代表する』のであります。即ち、ロータリアンは、業界の代表ではなくて『ロータリーの代表』なのであります。

ロータリーは、地域社会の職業の横断面を捉えて、一つの職種から一人だけ良質な職業人を選び出し、ロータリークラブに入会させます。そして、入会したロータリアンは、毎週1回の定例例会で自己研鑽に励み、奉仕の心を身に付けるのであります。そして、例会を去って自分の職場ないし業界に戻ると、今度は『ロータリーの大天使・Ambassador』と

して、自分の所属する業界に奉仕の精神をアピールするのであります（ロータリアン大使説）。このようにして、ロータリーは、社会を改良しようとするものなのであります。したがって、ロータリアンは『ロータリーの大天使 Ambassador』なのであります。

ところで、話は変わりますが、ロータリーの拡大について、親クラブ（スポンサークラブ）が子クラブを生みます。この場合、親クラブの方が子クラブよりも格が上だと考えている人がいます。この考え方も誤りであります。ロータリークラブというものは、全てのクラブが完全平等対等な地位を保障されているのであります。クラブNo. 1のシカゴクラブと伊丹クラブとは平等対等であり、伊丹クラブと伊丹有明クラブとも平等対等であります。全てのクラブが絶対的なクラブ自治権を保障されているのであり、全てのクラブがそれぞれ自主独立性をもち、クラブの間に上下の関係は一切ないのであります。親クラブと子クラブは、その創立の前後という歴史的因縁によって、親クラブと子クラブに分かれるだけのことでありまして、クラブ同士は完全平等対等なのであります。そして、クラブの価値は、そのクラブがどのようなロータリアンを育てたかによって決まるのであります。

記念講演 『職業倫理』

東京・新高輪プリンスホテル 2005.4.30

深川 純一

今日は、「職業倫理」というテーマで、20分の時間を頂いております。

したがって、時間の関係で、枕を振らずに直ちに本論に入りたいと思います。

まず、職業倫理を考えるときに忘れてはならないことは、ロータリーが本質的に倫理運動であるということです。ロータリアンは、職業人として職業社会に倫理を提唱し、実践していくべき使命を持っているのであります。

ところが、最近の私達の職業社会の現状を見ますと、ロータリーが倫理運動であることが殆ど機能していないかのように見受けられるのであります。即ち、

最近、企業の不祥事が頻発しています。その結果、例え優良な企業であっても、マスコミの厳しい批判に曝されて、一瞬にして企業の信用を失墜して消滅する事例があります。例えば、

牛肉の産地・品質を偽装した雪印食品は、偽装表示が発覚してから僅か1ヶ月後に会社の解散を決定しております。

また、家畜伝染病予防法違反の浅田農産は、鳥インフルエンザの発生を隠蔽したことが発覚してから僅か3ヶ月後に廃業を決定しています。

その他、職業倫理に違反した事件は、誠に枚挙に暇がないのであります。

これらの現象は、特に1990年代のバブル崩壊後、従来の高度経済成長の矛盾から生じた現象であり、経営者や従業員の職業倫理の衰退が原因であると考えられるのであります。

ところで、昨今、これらの事例を集約して、

コンプライアンス、法令遵守ということが提唱されています。

しかし、法令を守るということは、人間として当たり前のことであります。法令といふものは、人間として守るべき倫理の最低基準を示すものに過ぎません。したがって、法令を守っておればよいというレベルの問題ではないのであります。

実は、ロータリーの提唱する職業倫理は、このようなレベルの低いものではありません。法令遵守よりも遙かにレベルの高い倫理基準を提唱するものなのであります。

昔から「ロータリーのロータリーたる所以は職業奉仕の実践にあり」と言われているように、ロータリーは、20世紀初頭以来、職業奉仕の実践について、誠に高潔な職業倫理を提唱してきたのであります。

そこで、先ず、ロータリーが、どのようにして職業倫理を提唱するようになったのか、というところからロータリーの原理の世界を眺めてみたいと思うのであります。

先ず、今から100年前の1905年の時点では、未だロータリーの世界には職業倫理の芽生えはありませんでした。そこには、ロータリアン達がお互いに仲良くなつて助け合う、所謂親睦だけのロータリーがありました。そして、親睦のうちに会員同士がアイディアを交換することによって、初期のシカゴクラブは、あたかも経営相談所的な機能を果たすようになつたのであります。

やがて、この親睦だけのロータリーに世のため人のための発想が芽生えて参りました。そして、クラブ例会でアイディアを交換する

ことによって、企業経営上のノウハウを開発し、それを交換するようになりましたが、それと共に、1908年には世のため人のための奉仕のアイディアも交換するようになったのであります。

そこで、企業経営について、職業人として、為すべきこと、為すべからざることをお互いに誓い合うという所謂職業倫理の提唱をするようになり、この精神的な助け合いによって、会員達の企業は益々栄えていったのであります。

このようにして、当初、親睦だけの集まりであったロータリークラブに世のため人のための奉仕の考え方方が入って来ました。そして、企業経営が世のため人のためという倫理性を帯びるようになったのであります。

このようにして、ロータリーは、1910年以降、世のため人のための企業経営、即ち、倫理的な企業経営を提唱し、実践するようになりました。

そして、このロータリアンの個人倫理の集成として、1915年のサンフランシスコの国際大会において、『全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓』(別名『ロータリー道徳律』) という11ヶ条の倫理訓を採択するに至ったのであります。これがロータリーにおける個人倫理の確立の問題であり、それ以後、ロータリーは、その運動の核として高潔な職業倫理を提唱してきたのであります。

その後、日本においてこの職業倫理の提唱を受け継いだのは、1928年創立の大連ロータリークラブの古沢丈作（ジョウサク）氏であります。

彼は、ロータリー思想の源流を探求して、この1915年の『ロータリー道徳律』を発見しました。そして、これを毎日お経の如く熟読

玩味して、完全に自家薬籠中のものとして、これを5ヶ条の日本文に書き改めました。これが、1928年即ち、昭和3年の『大連ロータリークラブのロータリー宣言』という職業倫理宣言であります。

大連ロータリークラブでは、毎週例会の初めに、先ずこの5ヶ条を朗読していたのであります。日本ロータリーの創立者米山梅吉先生が1929年の日本最初の地区大会において『古沢さんこそロータリアンの鏡である』と激賞されたという記録が残っているのであります。

そして、この『大連クラブのロータリー宣言』が戦前の日本のロータリアンの職業倫理のバックボーンとなっていたことは、紛れもない事実なのであります。

では戦後はどうか、と言いますと、日本のロータリーでは、東京浅草ロータリークラブの『玩具職業人倫理宣言』があり、最近では、1995年6月28日仙台青葉ロータリークラブの宣言した『職業倫理宣言』があります。

実は、1923年のセントルイスの国際大会で採択された決議23-34号の第2項の2は、ロータリークラブというものは、このような職業倫理の宣言をしなければならないと規定しているのであります。

では、全世界のロータリークラブは、全て職業倫理の宣言をしているのか、と言いますと、答えは明らかにノーであります。それは一体何故か。

それは、決議23-34号の採択されたのが1923年でありますが、その前年の1922年に国際ロータリーが成立しました。そして、それと同時に、国際ロータリー細則が制定されました。その第16条において、1915年の【ロータリー道徳律】をもって『ロータリーの現行

法則たるべきものと定める』と規定したのであります。そのために、この道徳律が全世界のロータリークラブに対して規範としての効力（いわゆる規範的効力）を持つようになったのであります。したがって、敢えて各クラブが倫理宣言をする必要がなかったのであります。

ただ、この国際ロータリー細則第16条は、1980年の規定審議会において削除されました。その削除の経緯並びに歴史的意義及び削除後の効果等については、ロータリー思想史上、非常に興味ある問題がありますが、今日は、時間の関係上割愛します。

ところで、ロータリーにおけるこれらの職業倫理宣言は、いずれもコンプライアンス即ち、法令遵守と呼ばれるレベルのものとは比較にならないほどレベルの高い職業倫理を提唱してきたものなのであります。その事例としては、例えば、取引社会における『賄賂禁止の原則』があります。

親会社と子会社との関係、元請と下請との関係、その他あらゆる取引関係において、当事者間の力のバランスが崩れると、力の弱い者が力の強い者に対して賄賂を贈るという現象が起ります。これは、自分だけが良い仕事にありつこうというエゴイズムの心に基づくものでありますから、もとより公正な取引社会の実現という理想にはほど遠いものであります。

そこで、ロータリーは、古来、倫理運動の視点から、賄賂の授受を厳に戒めているのであり、これは職業倫理の核にある大きな柱なのであります。

1931年即ち昭和六年の8月10日に発刊された日本の2代目のガバナー井坂孝氏のガバ

ナー月信第1号は、夙に有名であります。

井坂ガバナーは、日本全国を管轄する国際ロータリー第70地区のガバナーに就任して、全国のロータリアンが拳々服膺すべき職業倫理の3ヶ条を提唱したのであります。即ち、第一に曰ク、ロータリアンたる者は約束を守るべし。

第二に曰ク、ロータリアンたる者は賄賂を贈ることなかれ。

第三に曰ク、ロータリアンたる者は徒に慈善事業に憂き身をやつすことなかれ。この中で、職業倫理との関係で特に重要なのは、第二の『ロータリアンたる者は賄賂を贈ることなかれ』であります。これは、言うまでもなく、賄賂の授受が、健全な取引社会と公正な自由競争社会の実現を阻害することを説くものでありますが、それは同時に、賄賂の授受が、結果的には当事者自身の信用を失墜し、企業の発展を阻害することを説いているのであります。

ところで、ここに賄賂というのは、法律上の概念ではありません。即ち、

法律上、賄賂の授受によって収賄罪、贈賄罪が成立するためには、それを受け取る側が公務員でなければなりません。したがって、法律の世界では、私人間即ち、私事の間には賄賂罪は成立しないであります。

しかし、ロータリーは、法律の世界ではなく、倫理の世界でありますから、倫理運動の立場から、私人間の賄賂の授受をも禁止しているのであります。

単なるコンプライアンス・法令遵守のレベルであれば、公務員に対して賄賂を贈らなければ犯罪にはならないのでありますから、私人間で賄賂を贈っても何ら問題にはならない筈であります。

ところが、ロータリーは、高潔な職業倫理を提唱する立場から私人間の賄賂の授受も禁止しているのであります。

しかもロータリーは、倫理運動の立場から賄賂の概念を広くとらえているのであります。即ち、

ロータリーは、労働の対価として受取る正当な報酬、または取引の対価として受取る正当な所得以外の一切の金品の授受は、これを悉く賄賂と見做すのであります。したがって、これは法律概念ではなく、倫理概念であります。

これが基本原則であります。この立場から見ると、盆暮の中元・歳暮も賄賂になります。すると、その品物を受けとることを拒むことが、相手の善意を踏みにじることになりますから、この原則だけでは処理し切れない様々な事態が発生します。

そこで、ロータリーは、このような状況を踏まえて、第二の原則を立てます。それは、『公開の原則』(Publicity) であります。即ち、特定の品物または金銭の授受が、賄賂になるかどうか疑わしい場合にあっては、それを公開すべし、というのであります。

即ち、ロータリアンは、クラブ例会において、それが賄賂になるか否かを公表して、他のロータリアンの意見を聞けばよいのであります。即ち、

『お歳暮としてクッキーを貰ったがこれは賄賂か』と聞いてみて、皆が『その程度のものは社交儀礼のものだから賄賂にはならない』と言えば、それで賄賂性は消えるのであります。

これに反して、例えば、有名なロッキード事件のピーナツ一つ5億円、これは誰に聞いても『それは賄賂だ』と言うでしょう。これ

はロータリーの倫理運動の立場から見て完全に賄賂であります。

要するに、心に疚しいことがなければ堂々と公開できる筈であります。ロータリーはそこのところを見ているのであります。

以上を要するに、賄賂であるか否かは、第一に、ロータリアン自身が、その金品を受け取ることによって、職業関係の公正さを害しないか否か、心に疚しいことがないか否か、を主観的に判断します。そして、

第二に、クラブの例会において、皆の意見を聞いて、客観的な社会倫理によって篩（フルイ）にかけるのであります。

このようにして、ロータリーは、高潔な職業倫理を維持してきたのであります。

次に、職業倫理に関しては、『同業者』の問題があります。資本主義経済社会は、自由競争が基本原則であります。したがって、同業者同士は、まさに『食うか食われるかの関係』に立ちます。したがって、同業者は、競争相手がいるために、ある種の危機感を持ちます。したがってまた、自分が潰れる前に彼が潰れてほしいという訳の判らない感情の虜にもなります。

更に人間は、自分だけは先ず栄えておかなければ、いつ潰されるかも知れないと思いませんから、人のことなど考えている暇はない、即ち倫理のことなど考えている暇はないと言って、自分だけが隆々と栄えていくこうとします。そのために失敗する例が沢山あります。一つの事例を出しておきます。

或る下請業者が親会社から自分の生産能力を越える注文を受けました。下請業者は喜んで、銀行から融資を受け、第二工場、第三工場と設備投資を致しました。ところが、この設備投資がある程度大きくなつた時点で、親

会社は注文を止めました。下請業者は、受注の減少によって融資の返済に困り、親会社に泣きつきました。親会社は、それでは金を貸そうと言って、資本参加をして、結局、下請業者を乗っ取ってしまったのであります。

これは、企業が比較的短期間に大資本に成長していく過程でよく見られる誠に恨みつらみのある物語ですが、この事例を見てどのように思うか、が問題であります。多分、一般社会の人達は、それは親会社の方が悪いと考えるでしょう。これが一般社会の常識であります。

しかし、ロータリーの考え方は、そうではありません。これは、親会社が悪いのではなくて、下請業者が自分一人で儲けようとしたところに問題があるのであります。まさに、一般社会の常識とは逆転の発想であります。これは、ロータリーが倫理運動であることを考えれば至極当然の結論なのであります。

自分の生産能力を越える注文が来たときに、同業者もいることですから、これ以上の御注文は同業者の方へどうぞ、と言っておればよかったです。

しかし、そうは言うものの企業経営者たる者は、自分の企業を安泰にさせたいために、注文が来れば儲けたくなります。ここがところが大変難しいであります。

これに反して、例えば、或る有名な菓子屋では、いつも午後3時頃になると、商品が売切れます。有名な店でありますから作れば作るほど幾らでも売れるのですが、午後3時頃になると売切れてしまう、その程度の商品しか作らないであります。それは一体何故か？

確かに、作れば作るほどいくらでも売れます。儲けに儲けることは出来ます。しかし、

自分の生産能力を越えて、150% 200% の商品を作れば、儲かるかも知れませんが、粗悪品の出る可能性も出て来ます。一つでも粗悪品が出ると、お客様に御迷惑をかけることになります。

更に、自分の信用を傷つけることになります。信用というものは、金銭をもってしては購いきれないほど価値のあるものであり、一旦失ったら取り返しのつかないものであります。したがって、この菓子屋は、精魂込めて自分の生産能力の80%の商品しか作らないであります。実はこれが職業の倫理というものであります。

そして、自分の生産能力を越える注文に対しては、これを同業者の方へ譲るのであります。これが同業共存共栄の倫理であります。この点を見れば、ロータリーがまさに倫理運動であることが判るのであります。

このように、昔から、人間が徒らに金を求めて身を滅ぼした例は枚挙に暇がありません。しかし、人間が心を求めて即ち、倫理を求めて身を滅ぼしたことは、未だその例を聞かないであります。

ロータリーは、倫理の裏打ちのある企業活動こそが永続的に安定した利潤を獲得し、自由競争を必ず勝ち抜いて行くということを原理論的にも実践論的にも立証して行くものなのであります。

既に立証されている事実としては、1929年に始まるアメリカ経済社会を襲った空前絶後の大パニックに際して、ロータリアンは一人も倒産していないという事実であります。

これは、ロータリアンが例会でアイディアを交換することを通じて、倫理的な企業活動のノウハウを開発し、それを自らの企業に実践してきた功徳だと言われているのでありま

す。この故に、ロータリーは、不況期に強い哲学であるとも言われているのであります。

以上を要するに、ロータリーは、職業倫理の裏打ちのある企業経営によってはじめて職業が繁栄することになり、そのことが世のため人のためになると説くのであります。

最後に、重ねて申し上げます。ロータリーは倫理運動であります。このことは、標準ロータリークラブ定款第4条のロータリーの綱領によっても明らかであります。

ところが、現在、国際ロータリーレベルには、1915年の『ロータリー道徳律』のような成文化された職業倫理の提唱はありません。成文化された明確な倫理基準がないのであります。職業倫理の提唱としては、僅かに、ロータリーの綱領と決議23-34号第1項にその思想の片鱗を残すのみであります。

アメリカにも通信大手ワールドコムやエンロンの事例があるように、職業倫理が全世界的に頽廃している昨今、今こそ、国際ロータリーは、創立100周年を契機として、もっと明確に職業倫理を提唱し、それを『職業倫理訓』という成文化された形で規定審議会において採択すべきであると思うのであります。これが私の今日の結論であります。

御静聴有り難うございました。

あとがき

早いもので、深川純一会員による「純ちゃんのコーナー」が発足して4年経ちました。

今や当クラブの名物コーナーとして定着、発展し、会員にとって、良き「学びのひと時」となっています。

今回は「ロータリーの親睦」に始まり、「職業倫理」について解説して頂き、「純ちゃんのコーナー」PartⅣとしてまとめました。

時には頁をめくり、身近に活用して頂ければ幸いです。

最後になりましたが、深川純一会員のご好意に厚く御礼申し上げます。そして、発刊にご尽力頂いた前年度：吉岡博忠会長、中島勝美幹事、事務局の方々に深く感謝致します。

2005年7月 伊丹ロータリークラブ ロータリー情報委員会